

獣医療法施行令

(平成4年8月7日政令第274号)

最終改正：平成20年9月19日政令第297号

内閣は、獣医療法（平成4年法律第46号）第9条及び第15条第2項の規定に基づき、この政令を制定する。

(診療施設整備計画の変更等)

第1条 獣医療法（以下「法」という。）第14条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る診療施設整備計画を変更しようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 法第14条第3項の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 都道府県知事は、法第14条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る診療施設整備計画（第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って診療施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率等)

第2条 法第15条第2項の政令で定める利率、償還期限及び据置期間の範囲は、利率については最高年8分5厘、償還期限については据置期間を含め10年、据置期間については2年とする。